

入間市指定管理者第三者評価報告書

体育施設

平成30年5月

株式会社ブレインファーム

第三者評価について

1 目的

平成30年度末で、指定管理者としての指定期間(5年間)が終了することから、より客観的に管理運営を評価し、事業目的の達成度を判断するために第三者評価を実施した。なお、今後の市民サービスの向上を図るため、この第三者評価は次期指定管理者候補選定の参考資料とする。

2 評価方法

評価は、指定管理者による自己評価やアピールを踏まえた上で、第三者機関により、①事業報告書や利用者アンケート等の書面の内容確認、②施設の現地調査、③施設管理者等に対するヒアリングを元を実施した。

評価ランクは、以下の5区分とした。

評価ランク	評価基準
A(たいへん優れている)	指定管理者が実施している業務が、仕様書・協定書の要求水準を十分満たしている
B(優れている)	指定管理者が実施している業務が、仕様書・協定書の要求水準を満たしている
C(適正である)	指定管理者が実施している業務が、要求水準を満たしている
D(さらなる努力が必要)	業務の一部に仕様書・協定書の要求水準に達していないものもあり、改善が必要である
E(改善すべき)	実施している業務は仕様書・協定書の要求水準を満たしておらず、改善が必要である

3 評価項目及び評価の視点

評価項目は、「Ⅰ 指定管理事業の事業評価」、「Ⅱ サービス評価」、「Ⅲ 施設管理評価」、「Ⅳ 経費の効率的執行計画」、「Ⅴ 総合評価」の5項目とし、それぞれに対して以下の視点で評価した。

- ①利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか
- ②市民の平等利用確保への配慮がされているか
- ③効果的かつ効率的な管理を実施できているか
- ④法人等の経営基盤が安定しているか
- ⑤個人に関する情報の適切な取扱いは確保されているか
- ⑥指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か
- ⑦環境に配慮した運営方法となっているか
- ⑧その他、基本協定書の契約事項が正しく遂行されているか

評価結果のまとめ

評価項目		自己評価	第三者評価	
I 指定管理事業の 事業評価	I-1 基本姿勢及び目的	B	B	
	I-2 事業計画との適合	A	B	
	I-3 事業実施のための適正な人員配置	A	B	
II サービス評価	II-1 施設の設置目的に沿ったサービス水準の確保	B	B	
	II-2 窓口業務への適切な対応	B	B	
	II-3 適切な情報提供	B	B	
	II-4 利用者意向の把握と活用	B	B	
III 施設管理評価	III-1 事業計画との適合	B	B	
	III-2 建物保守 管理・設備機 器安全管理	1. 建物、設備、外構施設 2. 植栽、植木等 3. 施設の備品	B	B
		4. 清掃 5. 警備	B	B
	III-3 緊急体制・ マニュアル・実 際の対応	1. 事故防止の取組 2. 事故発生時の対応	A	B
		3. 災害時の対応	A	B
	III-4 省エネ・省資源・環境配慮	B	B	
	III-5 個人情報保護	B	B	
III-6 関係団体・地域との連絡調整	A	A		
IV 経費の効率的執 行計画	IV-1 管理経費等の縮減努力	B	B	
	IV-2 収支の状況	A	B	
V 総合評価		A	B	

入間市指定管理者第三者評価報告書

中央公園

平成30年5月

株式会社ブレインファーム

第三者評価について

1 目的

平成30年度末で、指定管理者としての指定期間(3年間)が終了することから、より客観的に管理運営を評価し、事業目的の達成度を判断するために第三者評価を実施した。なお、今後の市民サービスの向上を図るため、この第三者評価は次期指定管理者候補選定の参考資料とする。

2 評価方法

評価は、指定管理者による自己評価やアピールを踏まえた上で、第三者機関により、①事業報告書や利用者アンケート等の書面の内容確認、②施設の現地調査、③施設管理者等に対するヒアリングを元を実施した。

評価ランクは、以下の5区分とした。

評価ランク	評価基準
A(たいへん優れている)	指定管理者が実施している業務が、仕様書・協定書の要求水準を十分満たしている
B(優れている)	指定管理者が実施している業務が、仕様書・協定書の要求水準を満たしている
C(適正である)	指定管理者が実施している業務が、要求水準を満たしている
D(さらなる努力が必要)	業務の一部に仕様書・協定書の要求水準に達していないものもあり、改善が必要である
E(改善すべき)	実施している業務は仕様書・協定書の要求水準を満たしておらず、改善が必要である

3 評価項目及び評価の視点

評価項目は、「Ⅰ 指定管理事業の事業評価」、「Ⅱ サービス評価」、「Ⅲ 施設管理評価」、「Ⅳ 経費の効率的執行計画」、「Ⅴ 総合評価」の5項目とし、それぞれに対して以下の視点で評価した。

- ①利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか
- ②市民の平等利用確保への配慮がされているか
- ③効果的かつ効率的な管理を実施できているか
- ④法人等の経営基盤が安定しているか
- ⑤個人に関する情報の適切な取扱いは確保されているか
- ⑥指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か
- ⑦環境に配慮した運営方法となっているか
- ⑧その他、基本協定書の契約事項が正しく遂行されているか

評価結果のまとめ

評価項目		自己評価	第三者評価	
I 指定管理事業の 事業評価	I-1 基本姿勢及び目的	B	B	
	I-2 事業計画との適合	A	B	
	I-3 事業実施のための適正な人員配置	A	B	
II サービス評価	II-1 施設の設置目的に沿ったサービス水準の確保	B	B	
	II-2 窓口業務への適切な対応	B	B	
	II-3 適切な情報提供	B	B	
	II-4 利用者意向の把握と活用	B	B	
III 施設管理評価	III-1 事業計画との適合	B	B	
	III-2 建物保守 管理・設備機 器安全管理	1. 建物、設備、外構施設 2. 植栽、植木等 3. 施設の備品	B	B
		4. 清掃 5. 警備	B	B
	III-3 緊急体制・ マニュアル・実 際の対応	1. 事故防止の取組 2. 事故発生時の対応	A	B
		3. 災害時の対応	A	B
	III-4 省エネ・省資源・環境配慮	B	B	
	III-5 個人情報保護	B	B	
	III-6 関係団体・地域との連絡調整	A	B	
IV 経費の効率的執 行計画	IV-1 管理経費等の縮減努力	B	B	
	IV-2 収支の状況	A	B	
V 総合評価		A	B	